

平成23年度（2011年度）
ノートルダム清心女子大学大学院 研究生(委託生)志願者案内

1 出願資格

女子で、出願時点において、次のいずれかに該当する者

【修士課程・博士前期課程】

- ① 大学を卒業した者又は本大学院入学の前までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は本大学院入学の前までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は本大学院入学の前までに修了見込みの者
- ⑥ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は本大学院入学の前までに修了見込みの者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- ⑧ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- ⑨ 本大学院において、個別の入学試験審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの

【博士後期課程】

- ① 修士の学位を有する者
- ② 外国において修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は本大学院入学前までに修士の学位若しくは専門職学位を授与される見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は修士の学位に若しくは専門職学位に相当する学位を授与される見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号)
- ⑦ その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者

2 出願期間

平成23年 3月18日(金) ～ 3月25日(金)
*外国人の場合
平成23年 1月 5日(水) ～ 1月 7日(金)

3 出願書類等

- | | |
|--|------------|
| ① 検 定 料 (20,000円) | <新規出願者のみ> |
| ② 研究生願書(委託生願書) | (本大学院所定用紙) |
| ③ 研究計画書 | (本大学院所定用紙) |
| ④ 履 歴 書 | (本大学院所定用紙) |
| ⑤ 最終学校の卒業(見込)証明書及び成績証明書【修士・博士前期課程】 | <新規出願者のみ> |
| ⑤ 最終学校の修了(見込)証明書及び成績証明書【博士後期課程】 | <新規出願者のみ> |
| ⑥ 最終学校の成績証明書 | <新規出願者のみ> |
| ⑦ 健康診断書 | |
| ⑧ その他特に指示するもの | |
| *外国人の場合は、①～⑧のほか
外国人登録済証明書又は出身国の公的機関が発行する身分証明書 | |

4 選考方法

書類審査(面接を行うことがある。)

5 納入金

登 録 料 <新規出願者のみ>	研 究 費	実験実習費
50,000円	250,000円	実 費

*許可通知日から7日以内に納入してください。

6 手続書類

- ① 誓 約 書 (本大学院所定用紙)
 - ② その他特に指示するもの
- *納入金の納入後、書類をお渡します。

7 出願上の注意

- ・ 出願、手続等の窓口は、本学学務部教務係です。
- ・ 願書の提出前に、指導教員の了承を得てください。
- ・ 研究期間は、原則として1年以内とし、願い出により研究期間の延長を許可することがあります。
- ・ 研究の修了後、研究報告書を指導教員に提出してください。
- ・ 既納の納付金は、原則として返還できません。